

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸北部③ (大野・明ノ川内・大山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月3日(第1回)	
	令和6年11月19日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心として、主に水稻、飼料作物が作付けられている。農地は比較的まとまってはいるものの狭小で歪曲した農地が多くあるため、現在、基盤整備を計画し進行中である。地域の農業者は兼業農家が多く、高齢化や担い手不足なども相まって、法面や農道、水路等の管理が負担となってきており、将来の耕作者の確保に苦慮している状況である。

また、米の価格不安定や資材の高騰、有害鳥獣による被害も著しく耕作意欲の低下をまねく要因ともなっている。さらには、進行中の基盤整備では未だ工事着工に至らず、計画当時の工事完成が先延ばしとなっていることも課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを継続し、水稻、飼料作物を主要作物として耕作し、露地野菜の作付けも検討していく。

基盤整備を行う農地は永続的に耕作を継続し、基盤整備完了後には若手をオペレーターにした機械化を進めていく。その他の中山間農地においては、耕作条件が不利な山際の農地は非農地化を行い、まとまった遊休農地については、放牧地としての活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、関係機関と相談・調整しながら、目標地図に位置づける者への農地の集積・集約化を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地域では、過去に地域集積により約19haの農地を機構に貸し付けている。今後も推進協議会と連携しながら、貸借の継続や事業活用の推進を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、既に基盤整備事業を計画し、現在、進行中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めながら、地区内外からの認定農業者等の担い手等の確保を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるドローン等による防除作業は、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。